

日立市自動販売機設置者募集要項（令和 8 年度設置分（再公募））

日立市の施設等において、自動販売機を設置して商品を販売する方（以下「自販機設置者」という。）を次のとおり公募します。

応募しようとする方は、この要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

1 公募物件

公募物件一覧のとおり（全 8 施設・設置台数 8 台）

- (1) 公募物件の詳細は、別紙の「公募物件調書」を参照してください。
- (2) 販売品目は、清涼飲料水、紙コップ飲料、アイス、パン・菓子類を指定しますが、複数の品目や施設利用者のニーズに合わせて、これら以外の品目を追加して販売することもできるものとします。その場合は、自販機設置者と施設管理担当で調整してください。
- (3) 清涼飲料水とは、お茶、水、炭酸飲料、牛乳、乳飲料、コーヒー、コーヒー飲料、紅茶、ジュース類等とします。清涼飲料水の容器については、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶、ビン等の密閉式とします。
- (4) 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等が支障となる場合もあるので、事前に設置場所を確認してください。
- (5) 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機、閉館時間や休館日はセンサーやタイマー設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とするよう努めてください。

また、デザインは通常設置しているものを基本とし、別途条件のあるものについては、指定する条件を満たすものを設置してください。

2 申込資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が自販機設置者に応募することができます。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号いずれかに該当し 3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをされている者
 - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
 - オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産の申立てをされている者
 - カ 日立市暴力団排除条例（平成 24 年日立市条例第 1 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に規定する処分対象となっている団体又はその構成員
 - ク 前記アからキまでに掲げるものの依頼を受けて応募する者

- (2) 納付すべき税を滞納していない者
- (3) 申込受付開始日において、自販機設置者としての業務実績が連続して2年以上ある者
- (4) 本市が実施した自動販売機の公募において、この公募の申込受付開始日の属する年度及びその前年度に、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 最高の価格で応募申込みをし、又は自販機設置者に決定したにもかかわらず正当な理由なく自動販売機を設置しなかった者
 - イ 公募により設置した自動販売機を、自己都合の理由により設置（使用）期間の2分の1を経過する前に撤去した者
 - ウ 申込資格要件の欠格又は設置許可条件違反により使用許可を取消された者
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けている者又は、自動販売機を設置する日までに許認可等を受けることができる者

3 設置（使用）許可条件

(1) 設置（使用）許可

- ア 自販機設置者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4に規定する行政財産目的外使用許可その他の法令に基づき、自動販売機を設置するものとする。
- イ 自販機設置者は、使用期間内に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする6か月前までに使用期間変更許可申請をして、変更許可を受けてください。

(2) 設置（使用）期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

(3) 使用料

- ア 自販機設置者に決定した者の応募価格（税込）をもって年額使用料とする。
- イ 使用料は、設置許可担当課が年度ごとに発行する納入通知書により、年額使用料の全額を納期限までに納入すること。
- ウ 施設の修繕工事等により、一般の利用者が連続して30日以上自動販売機を使用できない場合、自販機設置者は設置許可担当課に対して行政財産使用料減免許可申請ができるものとし、減免額は、次の式により求めた額とする。（日立市行政財産使用料条例第5条第4号）

$$\text{＜式＞ 減免額} = \text{年額使用料} \times (\text{使用不能日数} / \text{当該年度日数})$$

(4) その他の費用負担

- ア 自動販売機の運転に必要な光熱水費等は、全額を自販機設置者の負担とし、設置許可担当課又は施設管理担当が発行する納入通知書により、指定の納期限までに全額納入すること。
- イ 光熱水費等の算定に必要な使用量計測機器（使用量計測用子メーター等）を設置すること。ただし、設置許可担当課との協議により、他の方法により当該費用の算定ができると認められた場合は、使用量計測機器を設置しないことができる。
- ウ 自動販売機（使用量計測用子メーターを含む）の設置及び撤去の費用、設置に関する許認可等の費用、維持管理経費その他の一切の費用は、自販機設置者の負担とする。

(5) 設備及び設置等

- ア 自動販売機、使用済容器の回収ボックス、転倒防止金具及び放熱スペースは、公募物件調書の記載に従い設置すること。
- イ 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止及

び火災予防対策も併せて行うこと。

ウ 設置が完了した場合は、必ず設置許可担当課職員が立会い、検査を行うものとする。

(6) 使用期間中における遵守事項

ア 自動販売機の金銭の管理、故障・苦情の対応、その他一切の維持管理は、自販機設置者が行うこと。

イ 故障時等の連絡先を自動販売機に明記すること。

ウ 商品の使用済容器については、種類に応じた回収ボックスを自動販売機に併設して、適切に回収・リサイクルすること。

エ 商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

オ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理担当の指示に従うこと。

カ 商品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

キ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

ク 火災、風・水害等の自然災害、停電、盗難、破損等による損害は、本市の責によることが明らかな場合を除き、全て自販機設置者が負うこと。

ケ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸し、又は担保に供してはならない。

(7) 販売実績の報告

自動販売機ごとの月別の売上本数、売上額を、毎年4月から9月までを10月末日までに、10月から翌年3月までを4月末日までに「売上実績報告書（様式5）」の例により設置許可担当課に報告すること。

(8) ポスターパネルの使用

ア 自動販売機前面のポスターパネル部分は、本市及び設置許可担当課が推進する事業内容等を掲示するために使用することができるものとする。

イ ポスターパネルのない自動販売機については、ポスターパネルと同等の掲示スペースを確保しなければならない。

ウ 自販機設置者は、本市が提供するデザインデータを基に掲示物を作成してポスターパネルに掲示するとともに、掲示物に汚れや色あせ、破損等があった場合は、適宜交換しなければならない。この場合の費用は、自販機設置者が負担しなければならない。

4 使用許可の取消

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取消します。

(1) 当該設置場所の使用や用途等の変更により、自動販売機の設置が困難となったとき

(2) 自販機設置者が「2 申込資格」の要件を満たさなくなったとき、又は要件を満たしていないことが判明したとき。

(3) 自販機設置者が「3 設置（使用）許可条件」に違反したとき。

5 原状回復

(1) 自販機設置者は、許可期間が満了又は「4 使用許可の取消」により許可が取り消された場合は、速やかに設置物を撤去し、原状に回復しなければならない。

(2) 原状回復に要する一切の費用は、自販機設置者の負担とする。

6 応募申込手続

(1) 申込受付期間 令和8年2月2日(月)から令和8年2月10日(火)※郵送は必着
午前9時～午後5時(土・日曜日・祝日を除く)

申込みに必要な書類が期間内に到着しない場合や不備があった場合は受付できませんので、
ご質問等がありましたら早急にお問合せください。

(2) 提出書類一覧

	提出書類	法人	個人	備 考
①	応募申込書(様式1)	○	○	必要事項を記入し、実印を押印
②	応募申込書(別紙)	○	○	・必要事項、応募価格(年額・税込額)を記入し、実印を押印 ・氏名又は法人名を記載した定型封筒に封入
③	誓約書(様式2)	○	○	法人の場合は、役員全員も記入
④	自動販売機設置実績申出書(様式3)	○	○	2年以上の設置実績がわかる契約書(設置使用許可書)の写しを添付
⑤	許可証等の写し	○	○	「2申込資格」の(5)に係る許認可等を要する場合のみ提出
⑥	登記事項証明書(全部事項証明書)及び印鑑証明書	○	—	
⑦	住民票及び印鑑登録証明書	—	○	
⑧	応募申込日が属する年度分の下記の税に係る納税証明書 (ア)市税(法人の場合は、法人及び当該法人の代表者に係るもの) (イ)県税(事業税及び法人県民税) (ウ)所得税(法人である場合は、法人税) (エ)消費税及び地方消費税	○	○	(ア)(イ): 日立市又は茨城県に納税義務を有しない場合は提出不要 (エ): 個人の場合は提出不要

※ ⑥～⑧については応募申込書提出日から3か月以内に発行されたものとする。

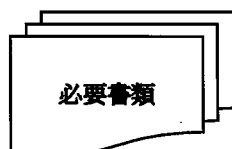
※ 第1回応募申込者は、提出を省略できる書類がありますので、お問い合わせください。

(3) 提出部数

書類は1部提出とします。

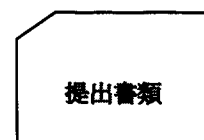
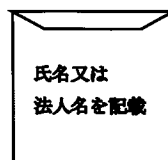
なお、「②応募申込書(別紙)」は、氏名又は法人名を記載して定型封筒(長形3号等)に封入してください。

【①及び③～⑧のうち必要書類】



+

【②応募申込書(別紙)】



- (4) 提出方法 直接持参又は郵送（電話、ファックス、メールは不可）
(5) 提出先 〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号
日立市総務部公共財産管理課管理係（日立市役所 本庁舎6階山側）

7 自販機設置者の決定

- (1) 提出された書類の審査を行い、「2 申込資格」の要件を満たしている者を自販機設置者の対象者とします。
- (2) 公募物件の物件番号ごとに、本市が設定した最低使用料以上の額で、かつ最高価格で申込みを行った者が自販機設置者となります。
- (3) 最高価格で申込みを行った者が2者以上あるときは、当該申込者が立ち会いのもと、くじ引きにより自販機設置者を決定します。この場合において、当該申込者が、くじ引きに立ち会うことができないときは、当該公募事務に関係のない本市の職員にくじを引かせ、自販機設置者を決定します。
- (4) 自販機設置者の公表等

自販機設置者の決定は、令和8年3月2日（月）までに公表の予定です。自販機設置者には書面により決定通知を行うとともに、日立市のホームページに自販機設置者の名称及び決定した使用料を掲載します。

8 設置（使用）許可申請の手続き

自販機設置者に決定した者は、設置許可担当課が指定する期日までに、行政財産使用許可申請書等（所定の様式）に必要書類を添付して提出し、設置（使用）許可を受けてください。

ただし、公募物件調書で指定する様式がある場合は、そちらの指示に従ってください。

9 自販機設置者資格の取消

次のいずれかに該当するときは、自販機設置者としての資格を取消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続を終えなかったとき。
- (2) 自販機設置者が「2 申込資格」の要件を満たさなくなったとき、又は要件を満たしていないことが判明したとき。

10 その他

応募申込み及び使用許可申請の手続に関する一切の費用は、申込者及び当該申請者の負担とします。

11 公募に関する問合せ先

日立市総務部公共財産管理課管理係 電話 0294(22)3111 内線 523
IP 電話（直通）050-5528-5057

以 上